

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等 の一部改正について

I 改正の目的

未上場株式の投資信託への組入れに当たっては、その評価方法の違いにより、期末に算出された基準価額（純資産）と有価証券報告書上の貸借対照表等における基準価額（純資産）に差異が生じる場合が想定されることから、当該差異について、運用報告書において開示するよう検討を行ってきたところである。

一方、本件に関連して、金融庁においては、投資信託財産の計算に関する規則（以下「投資信託計算書類規則」という。）の一部改正が予定されていることから、その改正内容を踏まえ、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正を行うこととする。

II 主な改正の内容

（1）「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

改正が予定されている投資信託計算書類規則第 55 条の 6 第 11 号 括弧書きに規定する貸借対照表における純資産の額の差異に関する注記について規定することとする他、その他所要の整備を行うこととする。

（第 3 条第 1 項第 19 号及び第 8 条の改正）

（2）「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正

「証券投資信託の運用報告書（全体版）の様式及び表示例」における表示上の留意点について、規則第 3 条第 1 項第 19 号に係る注記の記載例を規定することとする。

（別表 1. 2. (19) ロ（ハ）の新設）

III 実施の時期

令和 6 年 2 月 15 日から実施する。ただし、実施日以後に開始する計算期間に係る運用報告書の作成から適用し、実施日より前に開始した計算期間に係る運用報告書の作成については、なお従前の例による。

以 上